

ID: 104

担当部署: 建設課

処分の概要	撤去命令		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市放置自動車の処理に関する条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成26年条例第4号		
【基準】 第7条の規定による。 (命令) 第7条 市長は、前条第1項の規定により勧告を行ったにもかかわらず、所有者等が放置自動車を撤去しないときは、当該所有者等に対して、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命ずるものとする。 2 市長は、第4条第1項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しなかったとき、又は所有者等は判明したが、その者の行方がわからないときは、前項の規定による撤去命令を民法(明治29年法律第89号)第98条に規定する公示の方法により行うことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 105

担当部署: 建設課

処分の概要	費用の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市放置自動車の処理に関する条例 第11条		
例 規 番 号	平成26年条例第4号		
【基準】 第11条の規定による。 (費用の徴収) 第11条 市長は、この条例の目的を達成するために行った放置自動車の移動、引渡しその他必要な措置に要した費用については、当該放置自動車の所有者等から徴収するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市法定外公共物管理条例 第10条		
例 規 番 号	平成17年条例第119号		
【基準】 第10条の規定による。 (占用料等) 第10条 市長は、占用等の許可をしたときは、占用者等から、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより占用料等を徴収することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

担当部署: 建設課

処分の概要	監督処分		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市法定外公共物管理条例 第20条		
例 規 番 号	平成17年条例第119号		
【基準】 第20条の規定による。 (監督処分) 第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例に基づいてした許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、法定外公共物に存する工作物その他の物件の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設の設置若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく処分又はこの条例に基づく規則に違反した者 (2) 占用等の許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により占用等の許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例に基づく許可又は承認を受けた者に対して前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。 (1) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用上やむを得ない公益上の必要が生じたとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市法定外公共物管理条例 第23条		
例 規 番 号	平成17年条例第119号		
【基準】 第23条の規定による。 (罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第3条の規定に違反した行為をした者 (2) 第4条の規定による市長の許可を受けずに当該行為をした者 (3) 第19条第1項の規定による市長の承認を受けずに当該工事をした者 (4) 第20条の規定による処分に違反した者			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日